

院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル

独立行政法人 国立病院機構 紫香楽病院 薬剤科

処方変更に係る原則

- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名または記名・押印がある場合は、処方薬を後発品医薬品に変更できない。
- 処方内に医師のコメントがある場合はコメントを優先とする。
- 処方変更の場合は、各医薬品の適応および用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態、服薬状況を考慮し、薬物治療上の利便性、有用性が向上する場合に限る。
- 処方を変更する際には、変更内容や変更後の医薬品の服用方法・安定性・価格等について患者に十分な説明を行い、同意を得ること。
- 麻薬・抗がん剤・覚せい剤原料については対象外とする。
- 疑義照会不要に該当するかどうか判断に迷う場合は、必ず通常通りの疑義照会を行う。

1. 各種問い合わせ窓口

- ① 処方内容等に関すること（診察、調剤に関する疑義・質疑など）
受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時
FAX 番号：0748-83-1188 薬剤科
- ② 疑義照会事前同意プロトコルに関すること
受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時
電話番号：0748-63-0101（病院代表） 薬剤科

2. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、変更内容を記載した疑義照会簡素化プロトコルに基づく変更調剤報告書および処方箋を FAX にて病院 薬剤科宛に送信してください。

（FAX 番号：0748-83-1188）

3. 疑義照会不要の例

① 成分が同一の銘柄変更

- 先発医薬品同士でも可
- 適応症が異なる場合、適応外使用とならないように留意すること
- 後発品から先発品への変更は本プロトコル対象外。疑義照会を行うこと

例1：ジャヌビア錠 50 mg → グラクティブ錠 50 mg

例2：アテレック錠 10 → シルニジピン錠 10 mg 「○○」

例3：レバミピド錠 100 mg 「○○」 → レバミピド錠 100 mg 「△△」

② 成分が同一の剤形の変更

- 用法・用量が変わらない場合のみ可
- 軟膏やクリーム剤等の塗り薬における剤形間での変更は不可

例1：アムロジピン錠 5 mg ⇔ アムロジピン OD 錠 5 mg

例2：ムコダイン錠 500 mg 1錠（粉砕） ⇔ ムコダイン DS 50% 1g

例3：ロキソニンパップ 100 mg ⇔ ロキソニンテープ 100 mg

③ 規格が複数ある医薬品の規格変更

- 安全性・利便性の向上の場合に限る

例1：アテレック錠 10 1回 0.5錠 → アテレック錠 5 1回 1錠

例2：アムロジピン錠 2.5 mg 1回 2錠 → アムロジピン錠 5 mg 1回 1錠

例3：マイザー軟膏 0.05% 5g 2本 → マイザー軟膏 0.05% 10g 1本

④ 処方薬剤の半割・粉砕等の指示

- 服薬状況等の理由により錠剤・カプセル剤の粉砕および半割の処方指示に対する変更は可

- 錠剤またはカプセル剤の服用困難に伴う粉砕指示の変更は不可
- 錠剤・カプセル剤の粉砕および錠剤の半割への変更は、変更後の医薬品の安定性に問題がない場合に限り可

例1：ワーファリン錠 1 mg 2.5 錠 ⇔ ワーファリン錠 1 mg 2 錠
ワーファリン錠 0.5 mg 1 錠

例2：アテレック錠 10 0.5 錠（粉砕）⇔ アテレック錠 5 1 錠

⑤ 一包化調剤

- 「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良により一包化が必要」の理由による場合は可
- 抗がん薬およびコメントに「一包化不可」とある場合は不可
- 一包化時における安定性のデータがない場合は不可

⑥ 残薬確認による内服薬の投与日数・外用薬の数量変更

- 薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数・処方量を調整（短縮）することは可
- Do 処方が行われたために処方日数・処方量が必要日数（量）に満たないと判断される場合の最小限の処方日数の延長・処方量の増加は可
- 患者の要望および投与制限のある医薬品における投与日数の延長・投与量の増加は不可
- 院外処方せんにおける「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」で「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は本プロトコル対象外。疑義照会を行うこと

例1：アジルバ錠 20 mg 30 日分 → 20 日分（10 日分の残薬があるため）

例2：リンデロン VG 軟膏 0.12% 5g 3 本 → 1 本（2 本残薬があるため）

⑦ 用法用量が「隔日」「週1回」または「月1回」の医薬品の処方日数の変更

- ビスフォスフォネート製剤や DPP-4 阻害薬など承認用法・用量が連日投与ではない医薬品や用法・用量が「隔日」、「週1回」または「月1回」と処方されている医薬品において、他の連日投与医薬品と同一の日数で処方されて

おり、明らかな処方日数の誤りであると判断できる場合、処方日数の適正化するための変更は可

例1：ボナロン錠 35 mg（週1回製剤） 1包 起床時 14日分 → 2日分

例2：ラシックス錠 20 mg 1錠 朝食後 隔日投与 30日分 → 15日分

⑧ 内服薬の用法追加

- 内服薬の用法が頓服、回数指定で処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合（薬歴上あるいは患者面談上、用法が明確な場合を含む）の用法の追記は可

例1：ラシックス錠 40 mg 1錠 1日1回 → 1日1回体重が50 kg以上の時

⑨ 外用薬の使用部位の追記

- 処方箋に外用薬の使用部位の記載がなく、具体的な部位が口頭等で指示されている場合（薬歴上あるいは患者面談上、用法が明確な場合を含む）の用法の追記は可

例1：ロキソニンテープ 100 mg 5袋 1日1回 → 1日1回 腰

⑩ 漢方薬の製造会社の変更

- 名前（メーカー名と剤形を除く商標部分）が同じであれば、組成及び生薬の含有量が異なる場合も可
- 効能・効果が異なる場合は不可
- 一般名処方の場合、製造会社は問わない

4. その他

- 後発医薬品の変更、一般名処方により調剤した薬剤名についてはお薬手帳に記載し、FAXによる報告は不要です。

2023年4月24日（第1版）施行